

島根大学松江キャンパスにおける受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた基本方針

2019年3月25日 学長決裁

1. 目的

改正健康増進法では2019年7月1日から学校等は原則敷地内禁煙となるが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することは、やむを得ないとされている。

この基本方針は、その趣旨を踏まえ、島根大学松江キャンパス（以下「松江キャンパス」という。）における受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた取組みに関し必要な事項を定め、松江キャンパスの安全かつ快適な教育研究環境及び執務環境を確保し、学生及び教職員の健康増進を図ることを目的とする。

2. 対象者及び対象地域

対象者は、松江キャンパスの教職員、学生及び来訪者その他松江キャンパスを利用する者とし、また、対象地域は、松江キャンパス構内すべてとする。

3. 受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた具体的な取組み

教育研究機関として、学生及び教職員への喫煙習慣の定着を防ぐとともに、喫煙（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）による健康被害を防止するため、ロードマップに基づき、次のとおり受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた取組みを行う。

- (1) 2019年6月30日までに、必要な措置を講じた屋外喫煙所を設置し、現在設置している喫煙ハウスを全て廃止する。
- (2) 屋外喫煙所は、松江キャンパスの利用者が通常立入らない場所に喫煙可能区域として区画するとともに、喫煙可能区域である旨を標識等により掲示する。
- (3) 屋外喫煙所は、安全衛生及び火災防止等の観点により適切に管理する。
- (4) 屋外喫煙所以外での喫煙及び歩行喫煙を禁止するなど、喫煙に関するルールを策定する。
- (5) 松江キャンパス周辺での喫煙等により、近隣住民や近隣施設に不利益が生じたり、周辺環境が悪化するのを防止するため、パトロール等を強化する。
- (6) 禁煙相談、禁煙支援の強化、ポスターの掲示及びメール配信等、敷地内禁煙に向けた啓発活動を推進し、2022年4月を目途に、敷地内禁煙を目指す。

(参考)

敷地内禁煙：禁煙の範囲を敷地内全体とするもの。

受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

喫煙ハウス：現在運用している所定の喫煙所。

屋外喫煙所：厚生労働省令で定める特定屋外喫煙場所に設置するもので、敷地内禁煙とするまでに暫定的に設置する喫煙所。

ロードマップ：敷地内禁煙に向けた受動喫煙防止対策ロードマップ。